

只見町雇用促進奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 只見町内事業所において正規雇用従業員としての雇用促進をするため、只見町補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、只見町雇用促進奨励助成金（以下「奨励助成金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用従業員 雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用される内容を証した書面を受け、かつ、雇用保険被保険者証の交付を受けた者をいう。

(2) 対象従業員 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 新たに正規雇用従業員として雇用された者であること。

イ 過去に、奨励助成金交付に至った対象従業員ではないこと。ただし、離職雇用奨励助成金については、再度対象従業員として扱う。

(3) 交付対象事業所 次のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 町内にある事業所であること。

イ 雇用保険適用事業所であること。

ウ 対象従業員を雇用している事業所であること。

エ 町税・公共料金等を完納している事業所であること。

オ 国の機関及び地方公共団体及び第3セクターではないこと。

カ JR、日本郵政、JA、只見町商工会、東邦銀行、電源開発関連の事業所ではないこと。

キ 風俗営業及びそれに類似する飲食営業ではないこと。

ク 他の同類補助金の支援を受けている事業者ではないこと。

ケ 町長が交付対象事業所と認める事業所であること。

(4) 基準日 前年度の3月31日をいう。

(助成事業)

第3条 奨励助成金は次のとおりとし、対象従業員を雇用している交付対象事業所に対し、別表により交付する。

(1) 雇用奨励助成金

(2) 離職雇用奨励助成金

(交付申請)

第4条 奨励助成金の交付を受けようとする事業所の事業主は、対象従業員雇用日から起算し6ヶ月後の日の翌日から5ヶ月以内に奨励助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 基準日及び申請時の正規雇用従業員一覧表

(2) 対象従業員を正規雇用従業員として雇用したことを証する書類（雇用契約書又は労働条件通知書等）の写し

- (3) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 当該事業所の就業規則の写し（※当該事業所が常時使用している従業員数10人未満の事業所で就業規則を作成していない場合は省略できる。）
- (5) 前事業主都合による離職を証する書類（退職証明書等）の写し（※雇用奨励助成金の場合は省略できる。）

2 町長は、前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（助成金交付決定）

第5条 町長は、前条に定める交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を奨励助成金交付決定通知書（様式第2号）又は却下決定通知書（様式第3号）により、事業主に通知するものとする。

（助成金の請求及び支出）

第6条 前条の決定により奨励助成金を交付決定された事業主は、奨励助成金交付請求書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（雇用状況報告）

第7条 奨励助成金を受けた事業主は、対象従業員を雇用した12ヵ月後以降に、只見町雇用促進奨励助成金交付に係る雇用状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 正規雇用従業員一覧表
- (2) 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（対象従業員を雇用した12ヵ月後以降に発行のもの）

2 町長は、前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（奨励助成金の返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当する事由を認めたときは、その事由に該当する全額の返還をしなければならない。ただし、町長が特別に認める場合はその限りでない。

- (1) 12ヶ月以内に対象従業員又は交付対象事業所でなくなった場合
- (2) 申請又は報告の内容に虚偽が判明した場合
- (3) その他町長が交付の対象として適さないと認めた場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

助成金名	助成対象事業の助成要件	助成額
雇用奨励助成金	(1) 対象従業員を雇用し、基準日より正規雇用従業員数が増えていると認められる事業主。	1 人 2 0 万円
離職雇用奨励助成金	(1) 前事業主都合による離職者を、3 ヶ月以内に対象従業員として雇用した事業主。	1 人 3 0 万円

様式第 1 号（第 4 条関係）

平成 年 月 日

只見町長 菅家 三雄 様

申 請 者 住 所
事業所名
代表者名 印
電話番号（ — — ）

只見町雇用促進奨励助成金交付申請書

只見町雇用促進奨励助成金について助成金の交付を受けたいので、只見町雇用促進奨励助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

助成金交付申請額 _____ 円

助成金の種類	☐ 雇用奨励助成金 ・ ☐ 離職雇用奨励助成金	
①雇用奨励助成金	正規雇用従業員 人 × 20 万円	
	助成金額	万円
②離職雇用奨励助成金	正規雇用従業員 人 × 30 万円	
	助成金額	万円
雇用保険適用 事業所番号	— —	
添付書類	(1)基準日及び申請時の正規雇用従業員一覧表 (2)対象従業員を正規雇用従業員として雇用したことを 証する書類（雇用契約書又は労働条件通知書等）の写し (3)対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4)当該事業所の就業規則の写し (5)②の場合、前事業主都合による離職を証する書類（退職証明 書等）の写し (6)その他町長が必要と認める書類	

様式第2号（第5条関係）

只見町雇用促進奨励助成金交付決定通知書

只見町指令 第 号
平成 年 月 日

申請者 住 所
事業所名
代表者名

只見町長 菅家 三雄 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、只見町雇用促進奨励助成金については、
要綱第5条の規定により、下記条件を付して次のとおり交付決定します。

助成金交付決定額 _____ 円

1 交付の条件

只見町雇用促進奨励助成金交付申請書及び添付書類の記載事項に虚偽がないこと。

様式第 3 号（第 5 条関係）

只見町雇用促進奨励助成金却下決定通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者 住 所
事業所名
代表者名

只見町長 菅家 三雄 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、只見町雇用促進奨励助成金については、
要綱第 5 条の規定により、下記理由により交付しないこととしましたので通知します。

記

理由

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
平成 年 月 日

只見町雇用促進奨励助成金交付請求書

只見町長 菅家 三雄 様

請 求 者 住 所
事業所名
代表者名 印
電話番号（ — — ）

平成 年 月 日付け只見町指令第 号で交付決定を受けた只見町雇用促進奨励助成金について只見町雇用促進奨励助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 請 求 額 _____ 円

様式第 5 号（第 7 条関係）

只見町雇用促進奨励助成金交付に係る雇用状況報告書

平成 年 月 日

只見町長 様

報 告 者 住 所
事業所名
代表者名 印
電話番号（ — — ）

只見町雇用促進奨励助成金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて奨励助成金交付に係る雇用状況を報告します。

1	奨励助成金交付決定額	円
2	対象従業員数	人

添付書類

- （１） 正規雇用従業員一覧表
- （２） 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し
（対象従業員が雇用された日から 1 2 ヶ月後以降に発行のもの。）

※上記書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがあります。